

## 交通事故に関する講演会

平成 30 年 9 月 29 日（土）、佐藤弁護士、池本弁護士、堤弁護士、田代弁護士、小山弁護士が、公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部（共催東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会）による「交通事故に関する講演会」に参加して参りました。

同講演では、はじめに、厚生労働省労働基準局補償課 中央労災医療監察官横田道明氏による「労災保険における障害認定実務と第三者行為災害」と題する講演が行われました。この中で、障害請求がなされてから障害等級認定に至るまでの流れや障害等級の判断要素などの説明がありました。

次に、東京地方裁判所民事第 27 部（交通部）の裁判官による「東京地裁における交通事故訴訟の現状」と題し、以下の①ないし④の講演が行われました。

- ① 部総括裁判官である谷口裁判官から、最近の東京地裁民事交通訴訟の現状に関する説明がありました。
- ② 石井裁判官から、全損事故における損害概念と賠償者代位との関係について説明がありました。物的損害の金銭的評価の方法について、不法行為がなかったときの状態に戻すという賠償の趣旨に立ち返り、物的全損の場合、修理可能な状態の場合、経済的全損の場合の損害算定方法や主張立証活動についての解説でした。
- ③ 豊島裁判官から、休業損害や逸失利益の算定における賃金センサスの適用条件について説明がありました。主に、被害者が個人事業主の場合、生活状況等から申告外の売上げがあったことの立証が必要であるが、申告外所得の立証が不十分である場合の基礎収入の認定方法、その他、幼児や主婦等における賃金センサスの適用類型についての説明です。
- ④ 野々山裁判官から、非器質性精神障害をめぐる問題として、事故との因果関係、症状固定時期と労働能力喪失期間について、裁判例の検討を通して、事故が与えた影響、受傷の程度、発症までの期間、通院期間・時期、既往症、他の発症要因等が判断要素になるとの説明がありました。

今回の講演も、交通事故実務において参考となる内容でした。

今後の業務に活かしてまいります。

以上